

日常生活自立支援事業を推進する 生活支援員を募集します!!

「日常生活自立支援事業」とは

認知症の高齢者や知的・精神に障がいのある方など、判断能力が不十分であるために福祉サービスを利用できない、また、金銭管理もひとりでは不安があるといった方が、地域で安心して生活ができるよう支援する制度です。

「生活支援員」とは

利用者の自宅や入所中の施設や病院等を訪問し、福祉サービスの利用や生活費の払い戻しや支払いなど、日常の金銭管理をお手伝いします。

生活支援員としての活動にあたっては、資格や経験は問いません。地域で社会貢献活動してみようと思われる方のご応募をお待ちしています。

■募集対象	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対する理解と権利擁護に関して、高い意識をお持ちの方(要普通運転免許証)
■勤務日	月4日程度
■勤務時間	1日1時間程度
■賃金等	1時間800円・交通費支給
■身分	当事業は、利用者のプライバシーに深くかかわりますので、責任をもって活動していただくために、活動開始時には雇用契約を結び、市社協非常勤職員として活動していただきます。
■応募締切日	10月7日(金)17時まで

【相談・申込み・問い合わせ】 福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター TEL 0776-22-0225(直通)
※応募締切後、説明会・面接会を開催します。

生活福祉資金貸付制度のご案内

■生活福祉資金貸付制度とは■

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるようにするために、資金を貸付ける制度です。

(所得の制限があります。)

【貸付資金の種類】

・総合支援資金 ・福祉資金
・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金

【貸付利子】

連帯保証人を立てられる場合は無利子、立てられない場合は年利1.5%の利子がつきます。

【連帯保証人】

原則として、福井県内にお住まいで、別世帯の連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人が立てられない場合でもご利用できますが、利子が加算されます。

【借入に必要な書類】

借入申込書、民生委員調査書、所得・課税証明、免許証の写し等、資金の種類により必要な書類があります。

貸付をご利用になるには、いくつかの要件があります。詳しくは下記へお問い合わせください。
福井市社協 総務企画課 0776-26-1853 福井県社協 地域福祉課 0776-24-4987

●各種相談・交流のご案内

ピアカウンセリング

同じ障がいのある方が相談をお受けします。相談場所・時間等はご希望に応じます。

対象 身体に障がいのある方

申込み

福井市障害者生活支援センター
TEL 0776-27-0601(直通)



子育てひろば

乳幼児と家族の方の遊びの場、交流の場です。

日時 毎週木曜日 10時～11時30分

会場 福井市内の児童館
(くりのみ児童館を除く)

問い合わせ

福井市社協 総務企画課 児童館担当
TEL 0776-26-2005(直通)

※祝日、学校の長期休業中はお休みです。その他、各児童館の都合でお休みになる場合があります。

福井市ボランティアセンター

ボランティアをしたい方、求める方への情報提供や様々な相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

開所時間 月～金曜日
8時30分～17時15分

場所 春山2丁目7-15
福井市民福祉会館1階(市社協内)

問い合わせ

福井市ボランティアセンター
TEL 0776-22-0022(直通)
Eメール: mag@fukuic-shakyo.jp